

身体拘束等の適正化の指針

1. 法人、事業所における身体拘束等に関する基本的考え方

身体拘束等は、利用者の活動の自由を制限する事であり、利用者の尊厳ある生活を阻むものである。当法人・事業所では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束防止に向けた意識をもち、身体拘束をしない支援の実施に努めることとする。

(1) 重要事項説明書に定める事項

- ①事業所は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため等の緊急かつやむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。
- ②やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。

(2) 緊急やむを得ない場合について

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束等を行わない支援を提供することが原則である。しかし、以下の3つの要件すべてを満たす状態にある場合は必要最低限の身体拘束等を行うことがある。

- ①切迫性：利用者または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がないこと。
- ③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

2. 身体拘束適正化委員会その他の施設内の組織に関する事項

当法人では、身体拘束等の適正化への組織的対応を図ることを目的とした「身体拘束適正化委員会」について、虐待の防止及び早期発見への組織的対応を図ることを目的とした「虐待防止委員会」と一体的に設置しており、身体拘束等の適正化については、虐待防止委員会で検討等を行う。

■虐待防止委員会

- ①虐待防止委員会の委員長は、法人の代表取締役とする。
- ②虐待防止委員会の委員は、各事業所の管理者及び児童発達支援管理責任者、その他必要とされる者の中で委員長が指名した者とする。（以下、委員という）
- ③虐待防止委員会は、年1回以上、開催する。
- ④虐待防止委員会は議事録を整備する。
- ⑤虐待防止委員会においては、以下の内容等について協議する。
 - ・虐待防止のための指針の整備に関する事
 - ・虐待防止のための研修の内容に関する事
 - ・虐待防止のための職場環境及び労働条件等の整備に関する事
 - ・虐待防止のためのマニュアル等の運用に関する事
 - ・虐待及びその疑いが発生した場合、その原因等の分析と再発防止対策に関する事
 - ・身体拘束等適正化に関する事

3. 身体拘束等の適正化のための職員研修に関する基本方針

- (1) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修は、身体拘束等の適正化に関する基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、この指針に基づき身体拘束等の適正化の徹底を図る内容とする。

- (2) この指針に基づく研修は年に1回以上実施するとともに、新規職員採用時には必ず身体拘束等の適正化のための研修を行い、これらの研修の実施内容については記録に残すものとする。

4. 事業所内で身体拘束等が発生した場合の対応方法に関する事項

- (1) 身体拘束等又はその疑いが発生した場合には、速やかに事実確認を行う。
- (2) 事実確認に際しては、緊急やむを得ない場合か否かの評価確認を行う。
- (3) 客観的な事実確認の結果、行き過ぎた身体拘束等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処する。
- (4) 委員は、身体拘束等の実態、経緯、背景等を調査し、虐待防止委員会において、調査内容の報告、再発防止策について検討を行う。
- (5) 虐待防止委員会は、報告された調査内容及び再発防止策が不十分な場合は、再調査又は再検討を委員に指示する。

5. 身体拘束等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

- (1) 身体拘束等、もしくは疑われる事案を発見した職員は委員へ報告を行い、委員は、苦情相談窓口を通じての相談や、職員等からの相談及び報告があった場合には、報告を行った者の権利が不当に侵害されないよう細心の注意を払った上で、身体拘束等を行った本人に事実確認を行う。
身体拘束等を行った本人が委員の場合は、上席者が委員を代行する。また、必要に応じ、関係者から事情を確認し、これら確認の経緯は、時系列で概要を整理する。
- (2) 委員は事業所責任者に第一報として報告を行うとともに、事業所責任者は家族には誠意をもって説明し、身体拘束等の実態、経緯、背景等の調査、再発防止策を速やかに行う旨を伝えるものとする。
- (3) 事実確認の結果、行き過ぎた身体拘束等であったことが確認された場合には、本人に対応の改善を求め、就業規則等に則り必要な措置を講ずる。
- (4) 事実確認を行った内容や、身体拘束等が発生した経緯等を踏まえ、虐待防止委員会において当該事案がなぜ発生したかを検証し、原因の除去と再発防止策を作成し、職員に周知する。
- (5) 身体拘束等の発生後、その再発の危険が取り除かれ、再発が想定されない場合であっても、事実確認の概要及び再発防止策を併せて家族等に報告する。
また、必要に応じ、関係機関や他の利用者等に対して説明と報告を行う。

6. 緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならないことが想定される場合の対応に関する事項

緊急やむを得ず身体拘束等を行わなければならないことが想定される場合には、以下の手順に沿って実施する。

- (1) 虐待防止委員会による実施内容の検討
 - ①虐待防止委員会を開催し、1. 切迫性 2. 非代替性 3. 一時性の3要件の全てを満たしているかどうかについて評価、確認する。
 - ②当該利用者の家族等と連絡をとり、身体拘束等以外の手立てを講じることができるかどうか協議する。
 - ③上記3要件を満たし、身体拘束等以外の対策が困難な場合は、拘束等による利用者の心身の弊害や拘束を実施しない場合のリスクについて検討し、その上で身体拘束等を行う判断をした場合は、「拘束の方法」「場所」「時間帯」「期間」等について検討し確認する。
 - ④実施後は早期の段階で拘束解除に向けた取り組みの検討会を行う。
- (2) 利用者本人や家族等に対する説明
 - ①身体拘束等の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分な理解が得られるように努める。
 - ②個別支援計画書に身体拘束等を行う可能性を盛り込み、本人及び保護者に同意を得る。

- ③身体拘束等の同意期限を超え、なお拘束を必要とする場合については、事前に家族等と締結した内容と方向性、利用者の状態などを確認説明し、同意を得た上で実施する。
- (3) 記録
 - ①身体拘束等の時間、心身の状況・やむを得なかった理由などを記録し、共有するとともに、身体的拘束等の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討する。
 - ②実施した身体拘束等の事例や分析結果については職員に周知する。
 - ③身体拘束等の検討・実施等に係る記録は5年間保存する。
- (4) 身体拘束等の解除
 - ①身体拘束等の3要件に該当しなくなった場合は、直ちに身体拘束等を解除し、利用者及び家族等に報告する。

7. 利用者等に対する指針の閲覧

当該指針については、誰でも閲覧できるよう事業所に据え置くとともに、ホームページに掲示するものとする。

8. その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な事項

3に定める研修の他、関係機関等により提供される身体拘束等の適正化に関する研修会等には積極的に参加し、利用者等の権利擁護とサービスの質の向上を図るよう研鑽に努める。

附則

- (1) この指針は、株式会社ばんきつずが運営する障害児通所支援事業所が行う放課後等デイサービス事業並びに日中一時支援事業において適用される。
- (2) この指針は、令和4年4月1日より施行する。